

臨床研修医募集定員の決定方法について

【平成28年度に研修を開始する研修医から適用】

270615

□ 厚労省による制度見直しの概要

【大阪府の上限数設定】

・ 上限数の増加

平成27年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員合計：642人《▲15人》
⇒ 平成28年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員上限：654人《+12人》

・ 都道府県調整枠

厚労省が設定する『大阪府の仮上限で按分した募集定員（497人）』と
『大阪府の上限数（654人）』との差分（157人）は、大阪府による調整が可能
※実質的には大阪府全体の募集定員の増加分《12人》を調整

【各都道府県募集定員の上限算出方法の見直し】

・ 募集定員の倍率

1.20倍 ⇒ 1.18倍

・ 研修希望者数の推計方法

医学部入学定員を基に推計 ⇒ 5年次在学学生数を基に推計

・ 上限の算出方法

27年度に都道府県が配りきれなかった上限と募集定員との差（361人）を加えて算出

・ 他の都道府県の大学で養成している地域枠学生にかかる募集定員への対応

養成している当該都道府県の募集定員の上限に反映
⇒勤務条件を定めている都道府県の募集定員の上限に反映

□ 大阪府の募集定員設定方法

【算定の考え方】

- ・ 26年度に決定した募集定員設定方法で算定
 - ① 大阪府ベース値（厚労省の募集定員設定方法に準拠）
 - ② 最終配分調整（『大阪府ベース値の府内病院合計』と『大阪府の上限数』の差は、
大阪府医療対策協議会において協議を行い配分先を調整）
- ・ 激変緩和措置の内容を見直し

【大阪府激変緩和措置】

□ 26年度

- ・ 前年度の募集定員からの増減は±1人以内

□ 27年度見直し

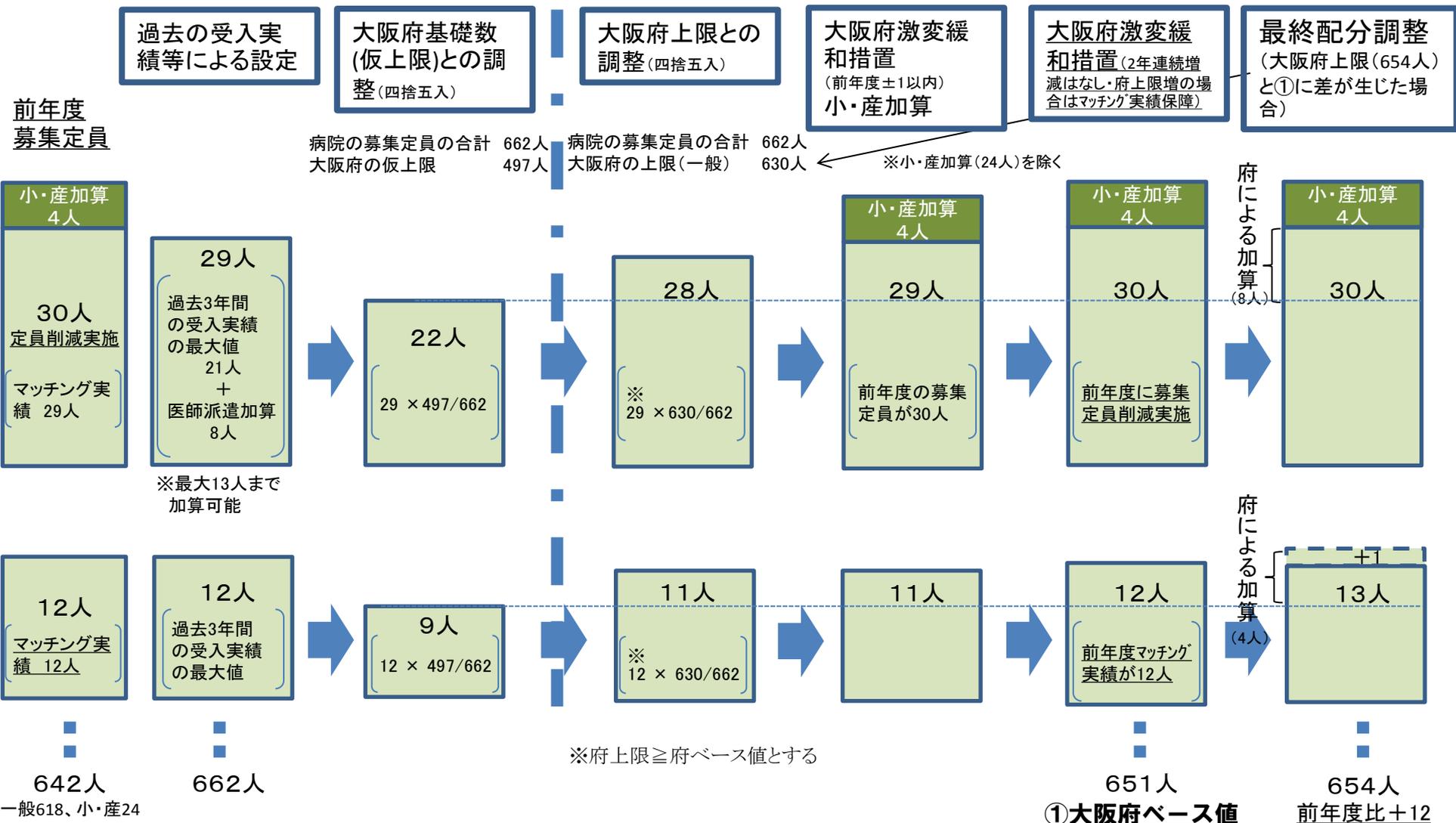
- ・ 前年度の募集定員からの増減は±1人以内
- ・ 2年連続の増減はしない

《理由》 同一病院に機械的に募集定員の増減が集中するのを避けるため

- ・ 大阪府の上限数が前年度より増加する場合は、前年度マッチング実績を保障

《理由》 マッチング実績の高い病院を（可能な限り）評価するため

各研修病院の募集定員設定方法



【大阪府激変緩和措置】前年度募集定員からの増減は±1人以内とする。

2年連続の増減はしない。

大阪府の上限数が前年度より増加する場合は、前年度マッチング実績を保障

【小児科・産科プログラム特例加算】:前年度に当該加算を受けている病院のプログラムを継続

【最終配分調整】①大阪府ベース値と大阪府上限の差を調整する。

⇒調整方法:大阪府医療対策協議会における協議(マッチング実績・指導体制・研修環境などを評価)をふまえ、調整を実施。

□ 今後のスケジュール

- 5/ 8 大阪府による『臨床研修医募集定員の決定方法に関する説明会』
- 5/29 厚労省 ⇒ 平成28年度研修 募集定員の情報提供（都道府県・各臨床研修病院）
- 6/ 1 大阪府 ⇒ 各病院へ募集定員（大阪府ベース値）の情報提供
増減員希望の有無・臨床研修プログラム等調査票の回答を依頼
[※締切は6/8]
- 6/29 大阪府医療対策協議会
・最終配分調整
- 6月下旬 大阪府 ⇒ 増減員を希望した病院へ定員調整結果の通知
⇒ 厚労省へ調整後の各病院定員の通知
- 7月末 厚労省 ⇒ 平成28年度研修 募集定員の決定通知（都道府県・各臨床研修病院）